

経営者の皆様に、次への視野(スコープ)を。  
毎月、かんぽ生命がお届けします。

# かんぽスコープ

Vol.98



## 民法大改正に備えよう。 法務リスク対策は、契約書の見直しから。



法律を味方につけることを勧める篠原氏。

(個人・法人)間のルールを定める私法に分類されるが、数ある私法の根幹となるのが民法。その内容に変更を加えて商法や会社法、労働基準法、借地借家法、消費者契約法などの特別法が制定されている。

現行民法が制定されたのは1896(明治29)年。以来120年、細かな改正はあっても、実質的には当時の内容が維持されてきました。それを抜本的に見直す改正民法が昨年(2017年)5月26日に成立。

20年4月1日に施行すると閣議決定されています。改正内容は多岐にわたりますが、知っておかないと企業法務のリスクとなりかねない項目があります。そこで、『かんぽビジネスライブラリ・企業法務の見えざる壁』で監修と執筆をお願いしている弁護士篠原一廣先生からアドバイスをもらいました。

### 「契約自由の原則」に、実は落とし穴が潜む。

「民法は私法の一般法」と、篠原氏は民法の位置づけから解説する。法律は、大きく分けると、国と民間の関係を規定する公法と、私人

「民法は私法の一般法」と、篠原氏は民法の位置づけから解説する。法律は、大きく分けると、国と民間の関係を規定する公法と、私人

「契約自由の原則」に、実は落とし穴が潜む。



篠原氏の監修・執筆による『かんぽビジネスライブラリ』。左:企業法務の落とし穴を解説するシリーズ「見えざる壁」。右:企業法務に影響する民法改正について詳述する「法改正ホットニュース」。ご覧になりたい方は、担当者にお申し付けください。

篠原総合法律事務所 〒101-0053  
東京都千代田区神田美土代町9-7 10F  
☎03-5282-3367 <http://shinohara-law.com/>

「事業を行うためには、当該分野の特別法は学ぶことでしよう。でも、そもそも権利・義務はどのように発生・消滅するのか、契約はどうすると成立するのかといった根本的なことは民法にしか書いていません」

「責任範囲をしっかりと限定。」

「中小企業では、同業他社や類似サービスの約款を流用しているケースが多々見受けられます。約款は、万一トラブルになった際に責任範囲を限定できるので、本来はしっかりと考えて作成したいものです」

ただし、取引相手に過度な不利益を強いる条項は無効になるので気をつけたい。

※1 商事法定利率は6%だが、これも民法の利率に統一される。 ※2 または、別紙として詳細な仕様書を作成して添付するのでも可。